

08(都)3・5・23号北敷・沼附線軟弱地盤対策工事に係る
一般競争入札の執行について(電子入札)

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年9月25日

取手市長 中村 修

1. 入札対象工事

(1) 入札対象工事

- ① 工事番号 : 08-10-21-0028
- ② 工事名 : 08(都)3・5・23号北敷・沼附線軟弱地盤対策工事
- ③ 工事場所 : 取手市中田地内
- ④ 工事概要 : 地盤改良工 : 路床安定処理 A=441m² 固結工 N=86本 改良土処理 N=1,150m³
仮設工 : 敷鉄板 A=648m²
撤去工 : 構造物撤去 N=1式
地質調査 : 機械ボーリング L=29m(φ66) L=25m(φ86) 土質等試験 N=1式

(2) 工 期 契約日の翌日から令和9年3月15日まで

(3) 予 定 価 格 134,266,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) この工事の入札において、地方自治法施行令第167条の10第2項及び取手市契約規則(昭和58年規則第14号)第12条第1項の規定に基づき別紙取手市建設工事最低制限価格制度実施要綱(平成24年告示第33号)のとおり、最低制限価格を設けるものとする。

(5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2. 入札参加形態

入札参加形態は単体とする。

3. 入札参加者資格要件

競争に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げる入札参加資格要件をすべて備えているものとする。

- (1) 令和7・8年度の取手市競争入札参加者の資格等に関する規程第5条に規定する有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく取手市の入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (4) 取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領(昭和61年告示)に基づく指

- 名停止措置を、この公告の日から入札の日までの間受けていない者であること。
- (5) 建設業法第26条第2項の規定に基づく監理技術者（所属建設業者との間に3月以上の直接的かつ恒常的雇用関係がある者に限る。以下同じ。）を契約工期中（竣工検査合格後を除く。）専任で配置できること。また、監理技術者は、次に掲げるいずれかを満たす者であること。
- ・建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証（土木一式工事に限る。以下同じ。）の交付を受けている者であること。
 - ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者であること。
 - ・平成16年2月29日以前に国土交通大臣が指定した講習実施機関が実施した講習（以下「指定講習」という。）を受講し、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証を所持している者については、監理技術者資格者証に加えて指定講習に係る修了証を有する者であること。
- なお、本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。
特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(ア)～(ケ)の要件を全て満たさなければならない。
- (ア)監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (イ)監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。
- (ウ)監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (エ)監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係があるものであること。
- (オ)同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までであること。
- (カ)特例監理技術者が兼務する工事は、取手市内の工事であること。
- (キ)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。
- (ク)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (ケ)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (6) 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設業法に基づく土木一式工事で、請負金額が5,000万円以上のものを元請として完工した実績があること。（共同企業体の場合は出資比率が20%以上の場合に限る。）
- (7) 本件に係る設計業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 取手市内に本店を有すること。
- (10) 最新の総合評定値通知書における土木一式工事に係る総合評定値（P）が800点以上であること。
- (11) 最新の経営規模等評価結果通知書における土木一式工事に係る平均完成工事高が1億円以上あること。

- (1) 入札方法は電子入札システム（以下「システム」という。）による。
- (2) 入札参加申請受付期間は、令和8年9月25日（金曜日）午前9時から令和8年10月7日（水曜日）午後3時までにシステムにより提出すること。

5. 誓約書の提出

誓約書は令和8年10月13日（火曜日）までに書留郵便等又は持参により提出し、入札参加者は誓約内容を厳守すること。

提出先	郵便番号：〒302-8585
	所在地：茨城県取手市寺田5139番地
	宛先：取手市役所財政部管財課契約係

※誓約書の様式は、取手市ホームページよりダウンロードすること。

6. 設計図書及び質問等

- (1) 設計図書は、入札情報サービス（P P I）により公開するものとする。
 - ① 入札情報サービス（P P I）
URL:<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>
 - ② 閲覧の開始
令和8年9月25日（金曜日）からとする。
- (2) 設計図書に関する質問は、有無にかかわらずファックスにより提出するものとし、質疑書の様式は任意とする。
 - ① 提出日時
令和8年10月8日（木曜日）の午前8時30分から正午の間に必ず提出すること。
なお、期限を過ぎた質問は受け付けず、回答をしない。
 - ② 提出先
取手市役所建設部道路建設課道路建設係
ファックス番号：0297-72-2682
 - ③ 回答の日時及び方法
令和8年10月13日（火曜日）の当日中にファックスにより回答する。

7. 入札書等の提出

- (1) 入札書は、令和8年10月14日（水曜日）午前9時から令和8年10月20日（火曜日）午後3時までにシステムにより提出すること。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び取手市契約規則その他関係法令等を遵守すること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札者全員に対して、入札書の提出と同時に入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (7) 工事費内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同様とし、システムにより電子ファイルで提出すること。なお、やむを得ない理由により事前に取手市の承諾を得た場合には、書留郵便等で提出できるものとする。工事費内訳書を書留郵便等で提出する場合は、令和8年10月20日（火曜日）午後3時必着とする。

8. 入札（開札）執行の日時及び場所等

(1) 入札（開札）の日時及び場所

① 入札（開札）日時

令和8年10月21日（水曜日）午前9時00分からとする。

② 入札（開札）場所

取手市役所本庁舎管財課内とする。

(2) 入札の参加受付が2者に満たない場合又はやむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。

9. 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者としてすることがある。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づきシステムのくじにより落札候補者を決定する。

10. 入札参加資格の確認（事後審査方式）

(1) 落札候補者は、入札参加資格を証明する確認資料を提出し審査を受けなければならない。なお、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、当該入札は「無効入札」となり、開札時の第2位順位者を新たな落札候補者として、同じ手順で資格審査を行う。この審査は、落札者が決定するまで行う。

① 提出書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ・ 一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号） | 1部 |
| ・ 主任（監理）技術者配置予定表（別記1） | 1部 |
| ・ 同種工事の施工実績表（別記2） | 1部 |
| ・ 最新の総合評点値通知書等の写し | 1部 |

※上記提出書類の様式は、取手市ホームページよりダウンロードすること。

② 提出期限

令和8年10月21日（水曜日）午後4時までにファックス又は持参にて提出すること。ただし、開札時の第2位以降の順位者だった者の提出期限は、取手市の指定期日までとする。

③ 提出先

取手市役所財政部管財課契約係

ファックス番号：0297-72-2682

(2) 入札参加資格の確認（事後審査方式）が完了し、落札者が決定したときは、取手市一般競争入札実施要綱（平成18年告示第145号）第10条ただし書の規定により、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）の交付を省略し、当該落札者へその旨を別途連絡する。

11. 入札結果の公表

(1) 入札結果については、入札参加者に対しシステムにより通知する。

(2) 落札者の決定については、取手市役所財政部管財課において閲覧に供するほか、入札情報サービス（PPI）及び取手市ホームページで公表する。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
要する。落札者は、契約金額の10分の1以上の額で次に掲げるいずれかの保証に付すこと。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保となる利付国債の提供
 - ③ 金融機関又は保証事業会社の保証
 - ④ 公共工事履行保証証券による保証
 - ⑤ 履行保証保険契約の締結

13. 契約書作成の要否

建設工事請負契約書を作成するものとする。

14. 支払条件

- (1) 前金払
公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合は、請負代金の支払い限度額の40%以内の額とする。
- (2) 中間前金払
中間前金払の認定を受け、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と中間前払金保証契約を締結した場合は、請負代金の支払い限度額の20%以内の額とする。
- (3) 部分払
請求できる。出来高の90%以内の額で2回以内とする。ただし、工期の2分の1を経過し、かつ工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、工事の進捗額が当該請負代金の2分の1以上である場合に限る。
- (4) 竣工払
残金金額を請負契約に基づく目的物が完成し、引渡しを受けた後、請求日より40日以内に支払う。

15. 無効となる入札

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの公告において示した要件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 確認通知書等（入札期限通知書を含む。）を交付された者であっても、交付後に指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者がした入札は無効とする。
- (3) 参加者の間で、資本関係において、親会社と子会社の関係にある場合、又は人間関係において、一方の会社役員が、他方の役員を兼ねている場合等の関係がある場合の入札は無効とする。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
 - ① 有効な電子証明書を取得していない者がした入札
 - ② 許可を得ず紙入札をした者の入札
 - ③ 電子入札と紙入札の両方を行った者の入札
 - ④ 入札に関し不正な行為のあった入札
 - ⑤ 工事費内訳書の提出のない入札

⑥ その他，入札条件に違反した入札

16. その他

- (1) 落札者は，一般競争入札参加資格確認申請時に提出した主任（監理）技術者配置予定表の技術者を当該工事の現場に，「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第316号）」等に基づいて適正に配置すること。
- (2) 入札した者は，入札後，この公告，設計図書，契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 申請書又は資料等に虚偽の記載をした場合は，取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置をすることがある。
- (4) 落札者は，請負契約の締結後にC O R I N Sの登録をすること
- (5) その他不明な点については，次に照会のこと。

① 公告の内容

取手市役所財政部管財課契約係

0297-74-2141（内線1611，1612）

② 工事の内容

取手市役所建設部道路建設課道路建設係

0297-74-2141（内線1281）

取手市建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事の請負契約(一般競争入札及び指名競争入札により契約が締結されるものに限る。)を締結しようとする場合において、当該契約の適正な履行を確保するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 この要綱の規定により最低制限価格を設定する建設工事は、1件の予定価格が3,000万円以上の工事とする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと市長が認めるときは、最低制限価格を設けないものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(税抜き)の合計額(1万円未満切り捨て)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(1万円未満切り捨て)とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(1万円未満切り上げ)とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 工事の性質上、前項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、最低制限価格を、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、最低制限価格を設けて入札を行うときは、入札の公告又は指名通知書により、入札参加者に対し次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 落札者の決定に当たって最低制限価格を設定する旨
- (2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても落札者としなないこと。

(入札の執行)

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われたときは、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者については落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項に規定する最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合は、抽選により落札者の決定を行うものとする。
- 3 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、取手市契約規則(昭和58年規則第14号。以下「契約規則」という。)第17条(契約規則第21条において準用する場合を含む。)の規定により、再度入札をし、又は随意契約をすることができるものとする。

(入札経過の報告)

第6条 市長は、最低制限価格を設けて入札を行ったときは、契約規則第18条に規定する入札調書に最低制限価格を記載するものとする。

2 市長は、最低制限価格を下回る価格をもって入札が行われたときは、当該入札を不落札と決定した旨を入札調書に記載するものとする。

(公表)

第7条 最低制限価格は、当該入札後に公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年3月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名通知書による通知が行われ、かつ、当該公告又は通知に基づき執行された入札について適用する。

付 則（平成25年告示第24号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名通知書による通知が行われ、かつ、当該公告又は通知に基づき執行された入札について適用する。

付 則（平成26年告示第63号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成31年告示第85号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名通知書による通知が行われ、かつ、当該公告又は通知に基づき執行された入札について適用する。ただし、平成31年9月30日以前に完成し、並びに検査及び引渡しを行う建設工事の請負契約に係る入札については、なお従前の例による。

付 則（令和4年告示第80号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名通知書による通知が行われ、かつ、当該公告又は通知に基づき執行された入札について適用する。